平成２４年度第９回清須市農業委員会議事録

召集年月日　平成２４年１１月２０日（火）　午後２時
召 集 場 所　清須市役所本庁舎３階 大会議室
開　　会　平成２４年１１月２０日（火）　午後２時
出 席 委 員　１８名

１．渡辺秋郷	２．大橋　浩	３．石田紀與	４．早川勝義
５．浅井尊弘	６．安田武雄	７．瀬尾久善	９．成瀬恒雄
１０．三宅正恭	１１．日下部錠一	１２．石黒鉱俊	１３．川崎良一
１４．小﨑　進	１５．小崎崇徳	１６．星野國雄	１７．加藤頌茲
１８．星野　満	１９．櫻井紀彦		

本会議に職務のために出席した者の氏名
　　事務局長　　寺井秀樹
　　主　　事　　島津行康・山田悠二・山口勝敏・寺前俊孝

議 事 日 程　１．開会のことば
　　２．農地転用等について
　　３．その他

事　務　局　　只今より、平成２４年度第９回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会　　長　　こんにちは。
　立冬を過ぎ、暑かった秋から一気に冬へと季節が変わりました。日中の気温も低くなり、インフルエンザなど季節性の病気が、はやり始めております。委員の皆さんは体調管理に、十分注意してください。
　また、１１月３日と４日の農産物品評会・食育まつり、ならびに１１月８日の農地パトロールの際には、お忙しい中ご協力いただき改めてお礼申し上げます。
　では、改めまして只今から、平成２４年度第９回清須市農業委員会を開催いたします。
　本日の出席議員は１８名で、８番委員の浅野さんから欠席との連絡が入っております。定足数に達していることをご報告いたします。
　次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、７番　瀬尾久善委員と１６番　星野國雄委員にお願いしたいと思います。
　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

会　　長　　それでは、本日の議事日程（２）農地転用等について、へ進みます。
　【議案第１８号】農地法第３条による許可申請･･･５件
　【議案第１９号】農地法第５条による許可申請･･･１件

【議案第２０号】農用地利用計画変更の申出について…２件

会　　長　では、【議案第１８号】農地法第３条による許可申請について、を議題とします。
事務局に説明を求めます。

事　務　局　はい、会長。
それでは、説明のほうをさせていただきたいと思います。議案第１８号農地法第３条の許可申請についてご説明します。１３番、１４番、１５番と、こちら関係ございますので、まとめてご説明のほうさせていただきたいと思います。
まず、１３番につきまして、土地の所在の方が春日●●●●●番、登記 現況とも畑、面積が１６７㎡　土地の所有者が●●　●　様。
１４番の方、春日●●●●●番、登記 現況とも畑、面積４７３㎡、土地の所有者が●●　●●　様。
１５番の方、春日●●●●●番、●●●番、●●●番、３筆とも登記 現況は畑、合計面積１，７４１㎡、土地の所有者が●●　●●　様となっております。
こちらにつきまして、借受人●●●●株式会社としました、３条による賃借権設定となっております。こちら、今、春日のほうで都市区画整理が行われており、東海農園が耕作されている土地が含まれておりまして、そこに変わる代替のための３条の賃借権設定となっております。●●●●につきまして、皆様ご存知のとおり、幾度となく３条の賃借権設定が出ておりまして、こちらにつきましても農業経営の拡大を目的とした３条許可申請となっておりますので、よろしくお願いいたします。
続きまして、●●番、●●番、こちらも関連性がございますので、まとめてご説明させていただきます。春日●●●●番、登記 現況とも田、面積３７８㎡、譲渡人としまして●●　●●様、譲受人としまして名古屋市西区にお住まいの●●　●●　様。
続きまして、春日●●●●番、登記 現況ともに畑、面積５１６㎡、こちら譲渡人●●　●●　様、譲受人としまして●●　●●　様、こちら両方とも３条によります、所有権移転となっております。こちら元々、譲受人の方が農業経営をやっておりまして､その方の土地が後ほど話にも出ます、給食センターの代替に伴う、グラウンド用地の一部に所有している方となりまして、その土地からの代替を求めての形となっております。
この方々、現在の耕作状況を維持したいということを求めて、３条の申請となっておりますので、よろしくお願いいたします。
以上で終わります。

会　　長　はい。ご苦労さまでした。
今、事務局から説明がありましたが、●●、●●、●●番は、まとめて●●●●さんが農業経営の拡大ということですが、地元に委員さんで何かありませんか。それと、●●番、●●番、春日ですけど、これについても

どうですか。

星野（國）委員　●●番、●●番、●●番、●●番、問題ありません。

櫻 井 委 員　●●番、問題ありません。

会　　長　他に意見ありませんか。
なければ、この案件について当農業委員会として許可することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会　　長　ありがとうございます。
では、この案件について許可することといたします。

会　　長　続きまして、
【議案第１９号】農地法第５条による許可申請について、事務局から説明をお願いします

事　務　局　はい、会長。
それでは、議案第１９号についてご説明させていただきます。
申請地は、清須市春日●●●●●番、登記 田、現況 雑種地、面積４１０㎡です。
申請地は、春日上之切地区内の市街化調整区域内となります。申請者は、貸付人　●●　●●様、借受人を●●●●●●●●●●●●●●●●　●●●●　様、としました賃借権設定による資材置き場のための転用申請となっております。
申請者は開業当時、創業者であった借受人の御父様が事業活動に必要な資材置き場の確保を急務としていた際に、本店から東方約５００メートルに位置し、管理しやすい本件申請地において、農地転用の許可手続についての認識がないまま、資材置き場として長年利用していたため、今回申請したものです。
申請のあります土地は、農地法５条第２項第１号ロの２並びに施行令第２１条、第１３条による転用に関する立地基準から判断しますと、住宅・店舗・事務所そのほかの事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区画にあり、申請に係る農地等から概ね３００メートル以内に、名古屋環状自動車道清洲東インターチェンジがあることから、エ―（ア）―a―（ｂ）となり、農地の区分は第３種農地になると判断できます。
また、許可基準につきましても、今回は始末書が添付されておりますが、運用通知第２の１の（１）から判断しても農地法上、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願いします。

会　　長　　ご苦労様でした。
　今、事務局から説明がありましたが、地元の委員さんの方から何かありますか。

加藤委員　　始末書が添付されているのは良いのですが、埋め立てる前の宮田用水の決裁についてはどうなっていますか。

事務局　　こちら、登記が田になっておりますので、今確認が取れていない部分もありますが、決裁賦課がなされていなければ、当然決裁をしていただきます。一筆台帳を確認して、されていないようでしたら決裁金のほうを徴収させていただきたいと思います。

加藤委員　　これは、春日時代にやっていると思うが、たぶん登記がやってない、ということだと思います。だから、そのあたり一度調べてやってください。

事務局　　はい。今言われるとおり、春日の方、田んぼから畑にしたりした場合に決裁金をとった時と、とってない時がございますので、税務の方で確認し、漏れておれば、徴収のほうさせていただきます。

会　　長　　他に何かご意見ございませんか。
　今、加藤委員から言われたように、この件については調べていただいて、また来月のこの委員会の中で、報告をお願いします。

日下部委員　　ちょっと、よろしいでしょうか。
　決裁金というのは、だいたい１反いくらくらいのものですか。

事務局　　宮田の方から面積表にある料金表が示されておりまして、１反３５万から３６万となっております。決裁金、１筆あたり１，０００円の手数料となっておりますので、面積表で若干金額は異なっております。

会　　長　　他にございませんでしょうか。
　なければ、この案件について当委員会として許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

会　　長　　ありがとうございます。
　では、この案件について許可することといたします。

会　　長　　続いて、【議案第２０号】農用地利用計画変更の申出について、事務局から説明をお願いします

事務局　　はい、会長。

それでは、議案第２０号 農用地利用計画変更の申出についてご説明させていただきます。

こちらは、簡単に申しますと農用地の除外となっておりまして、１月の愛知県の除外の会議に向けて協議を進めていくものとなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、１番 申出者としまして、清須市●●●●●●●番地　清須市長となっております。場所が、清須市一場●●●●●番、登記 現況とも畑、面積が６７７㎡の一部７９．３２㎡、もう一筆ございまして、申し訳ございません、こちら資料の方の番地が間違っておりまして、もう一筆が１３８㎡の一部９．５９㎡の合わせて８１５㎡の一部８８．９１㎡となっております。

こちら、場所が一場●●●●●と●●●です。申し訳ございません。土地の所有者が●●　●●様としました、所有権移転となっております。

こちら変更目的にもございますが、学校給食センターの建設に伴います清洲中学校の代替用体育施設の一部となっております。こちらにつきましては、先月、先々月も議案がございますが、従来の形ですと歪な部分がございまして、そちらの成形をして、長方形に整えるために、この部分を一部分筆して所有権移転をします。その部分についての農用地の除外の申請となっております。

続きまして２番、申出者 名古屋市守山区●●●●●●●●●●●・●●●●にお住まいの永井めぐ美　様、土地の所在としましては、清須市春日●●●●●番、こちらが１９５㎡と、●●番の一部、こちらが２４５㎡の一部５４㎡、合わせて２４９㎡、につきまして、登記 現況ともに畑となっている部分に、専用住宅を建築するための農用地除外となっております。

こちらにつきまして、この農業委員会が始まる前に、農業振興地域の協議会を開催しまして、委員さんと事前に協議のほうをさせていただいておりますが、こちら西牧南につきましては、隣接する土地に既に住宅が建っております。住宅が建っているのが、県道から３０ｍ以内は、農用地から外れている地区にございますので、そこは、農業振興地域となっているところと接続しております。また、この西牧南につきまして、農用地の辺縁部になりまして、農地の形態を壊すものでないという判断のもと、協議会のほうではやむをえないだろう、という回答をいただいた上での、この農業委員会での説明となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

会　　長　　ご苦労様でした。

今、事務局から説明がありましたが、この委員会の前に協議会を開催しまして、委員の方から、了承をいただきましたことを報告させていただきますが、他に何かこれについて質問等ありますか。

地元の委員さんも先ほど、説明をしましたが他に何かありましたか。

なければ、この案件について本委員会として承認してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

会　　長　　ありがとうございます。
　では、この案件について承認することといたします。
　続きまして、
　【報告第３４号】農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、読み上げますので地元の委員さん、何かございましたらよろしくお願いします。
　番号２０番　春日●●●●番●、登記は田、現況は雑種地、面積４９３㎡　始末書がついており、これは雑種地になっておりますが、水の方はいかがでしょうか。

櫻井委員　　別に問題ないと思います。

会　　長　　はい。ありがとうございました。
　番号２１番　清洲上長者町１０６３番１、登記 現況とも田、面積４４２㎡、住宅が建つこととなりますが、何かありますか。

成瀬委員　　問題ありません。

会　　長　　はい。他には、何かありませんか。

会　　長　　それでは、次に移らせていただきます。
　番号２２番　桃栄●●●●●番地、登記 現況ともに田、面積４１１㎡ですが、これはよろしいでしょうか。

安田委員　　現状ですが、もう９０％埋め立てされておるのですが、地元の樋門管理人からは、届け出してから埋めてくれ、という申し出がありましたので、申請人に話はしました。

事務局　　そのことについては、隣地の方から、擁壁が崩れるということで先に手当てして欲しい、という申し出がありましたので、隣接しているところが奥地ですので、先に埋めて手当てをしたということです。肝心要のところは埋めておりません。

会　　長　　はい。それでは水の方もよろしいですね。

安田委員　　はい。

会　　長　　はい。
　それでは、番号２３番　土田●●●番●と●番●、登記は畑 現況宅地ですが。

石 黒 委 員　　いいです。

会　　長　　続きまして、
【報告３５号】農地法第５条第１項第６号の規定による届出、について。
番号７９番　廻間●●●●番●●、登記 現況とも畑、ですが。

日下部委員　　問題ございません。

会　　長　　はい。どうもありがとうございます。
８０番　西市場●●●●番●、登記 現況とも田、ですが。

日下部委員　　はい。これは、水の関係は、横にまだ田んぼがございますが、十分入りますので、問題ございません。

会　　長　　８１番　西枇杷島弁天１２番、登記は田、現況は雑種地で始末書がついておりますけど。

大 橋 委 員　　問題ありません。

会　　長　　次、８２番　新清洲●●●●番●●、登記は畑、現況は雑種地、ですが。

瀬 尾 委 員　　これは、既に賃貸借で貸し出しされているものを売買したという話ですので、問題ありません。

会　　長　　８４番　一場●●●●●番、一場●●●●●●番●、登記 現況とも畑、合計面積４０１㎡、ですが、いかがですか。

三 宅 委 員　　問題ありません。

会　　長　　続きまして、【報告第３６号】農地改良届出書について、に移ります。
桃栄●●●●●●番地、田を畑にするところです。

安 田 委 員　　この農地改良について、これは土地の所有者の方が遠方の方ですので、田から畑へ変えた後、枯れ草などによる火災を防止するために十分気をつけていただきたい。

事　務　局　　地主さんと、直接話しはしておりませんが、中間に入っている業者さんに、清須市として農地を放置しておくのはやぶさかではないため、管理については、シルバー人材センターに定期的に草刈委託したり、地元の方に貸し出すなどしてもらうよう説明しました。

会　　長　　それでは、草の種が周辺の農地へ影響を及ぼさないように、できるだけ対応していただきたいと思います。

続きまして、【報告第３７号】農地法第４条第１項第７号の規定による届出の取消について。
場所が、春日●●●●●番、登記 現況とも畑。これについて、事務局より説明を求めます。

事　務　局　今の取消の件ですが、平成２４年２月２０日に４条の受理通知書を発行しておりますが、その当時は駐車場を建築するはずだったのですが、取消理由の費用対効果にありますように、自分で管理する部分と、貸すほうの折り合いが合わなかったため、取消となったものかと判断しております。

会　　長　今、事務局から説明がありましたことについて、地元の委員さん何かありますか。なければ、次へ行きます。

（意見なし）

会　　長　それでは、続きまして
【報告第３８号】生産緑地の斡旋について、に移ります。
これについて事務局に説明を求めます。

事　務　局　はい、会長。
先月の農業委員会の席で、資料の方を配布させていただきました、清須市廻間●●●●－●、●－●、●－●●、●－●●について、生産緑地の斡旋がありました、と報告させていただきましたが、その回答につきまして、斡旋を受けられるという申し出がありましたら、この場でお受けしますがよろしくお願いします。

会　　長　皆さん、どうですか。
ご希望の方、あれば申し出ていただいて、なければ当委員会としまして、なし、として報告させていただきますがよろしいでしょうか。
それでは、当委員会としましては、なし、とさせていただきます。

会　　長　続きまして、【報告第３９号】農地パトロールについて、に移ります。
これについて事務局より説明を求めます。

事　務　局　はい、会長。
それでは、１１月８日に皆さんにご協力いただきまして実施いたしました、農地パトロールの実績報告書という形で、今回、報告第３９号ということで挙げさせていただきました。こちら、ホッチキス止めになっております、個人情報となりますので、帰りの際にお持ち帰りにならないようにお気をつけください。
それでは、内訳のほうですが、昨年のものと一緒に並べて太枠で囲って、太字で書かせていただいたのが、今回の実績となります。緑色につきまして１８筆、黄色につきましては５６筆、赤色につきましては２２筆、合計

９６筆。昨年が１１７筆でしたので、約２０筆ほど減少しております。面積としましては、緑色が６，０２２㎡、黄色が２１，４３９㎡、赤色７，３１６㎡、合計３４，７７７㎡、昨年４２，３４１㎡ですので、８，０００㎡ほど減っております。こちらに書いてはおりませんが、畑について、約１８，０００㎡、田について約２１，０００㎡ほどありまして、昨年からの減少率を見てみますと、田んぼの方が大幅に減っておりまして７５％ほど、耕作放棄地となるものが減っております。このような状況でまとめますと、休耕となるべきものが増えております。その中でも、草刈などに意識が向いていて、少しずつでも面積が減っているのかと思い、この場を借りて報告させていただきます。

また、こちらにつきまして、１２月に入ってから昨年同様、この９６筆の所有者に対して、指導通知書というものを発送させていただきます。

なぜかと申しますと、後ほど話をさせていただきますが、清須市に方には、耕作放棄地協議会というものがありまして、農業委員さんの方にも出ていただいているものですが、それが１１月２７日に開催予定という段取りをしております。その場で報告させていただいて、そこから文章整理をして発送という形となりますので、１２月に入ってからとなります。

そして、発送後、再確認の方を今予定しておりまして、指導通知書の中には、年が明けました１月１１日（金）までに指導通知書を送られた農地をきれいにしてください、という文書の内容を考えております。それを受けまして、休み明けの１月１５日（火）になりますが、この日にこの９６筆についてどのように対処されたかという確認のパトロールをまた実施したいと思っております。国・県が定める農地パトロールの要綱上では、２度３度続けなさい、勧告・催告までしなさい、という形にもなっておりますので、清須市農業委員会としても指導通知書の確認という意味で、１月１５日（火）に再確認パトロールの実施を計画しております。詳細につきましては、１２月の農業委員会で、いつ発送しました、という報告と、このパトロールの案内をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で終わります。

会　　長　ご苦労さまでした。今、事務局から説明が終わりましたが、何かご質問などございませんか。

成瀬委員　清洲中学校のグランドの北側ですが、草というよりは木がいっぱい生えておりますが、あそこは前回もそうでした。今回も草でした。このように何回通知してもダメな場合は、どのように対応されるのですか。

事務局　はい。今、ご指摘の部分ですけども、草刈につきましては私有地の土地の権利ですので、市としては刈っていただくまで通知書を出すしかないため、今回もまず指導通知書を出します。今回、指導通知書を出す中で、今まで苦情が来ていて既に出してある農地もございますが、あくまで農地パトロール上の指導通知書を出します。今、ご指摘いただいたものは昨年の農地パトロール終了後にも出しておりますが、草が刈られていないのが現

状ですので、あらためて指導通知書を出します。税金等の反映という部分につきましては、農業委員会、産業課だけで決められない部分がありますので、現況の課税という部分もありますが、うちはあくまで草を刈ってください、という通知書を出し続ける以外方法がありませんので、出し続けたいと思います。

会　　長　　よろしゅうございますでしょうか。
なかなか、個人の所有地で思うようにならないでしょうが。何かご意見ございますでしょうか。
他にないようでしたら、この案件について事務局の説明のとおり承認するということでよろしいでしょうか。

会　　長　　それでは、（３）その他、について、に移ります。
事務局何かあればお願いします。

事　務　局　　では、会長。一点だけ。
こちら、農業委員会で幾度となくご審議等いただいた中に、「人・農地プラン」の関係があるかと思いますが、新規就農者関係のプランです。こちら、一場地区で今年作ります、ということで先月の農業委員会で説明させていただきましたが、「人・農地プラン」の中には地域の意見を聞き、それをプランの中に取り入れなさい、という条項となっております。その説明会を１１月２７日（火）清洲市民センターの方で行います。こちらにつきましては、一場地区の農家さんには、実行組合を通じて既に回覧をまわしております。また、耕作放棄地対策協議会の役員さんにも、こちらの中に入っていただくため、先週通知を出しました。１時半から耕作放棄地対策協議会を行い、終わりました後に、３時から地域の座談会という形でやらせていただく予定となっておりますので、この場を借りてご報告させていただきます。
これをやることによって、清須市の一場地区に「人・農地プラン」、これは今、県・国が推し進めている計画でありますが、それを策定するという形となりまして、この農地・耕作放棄地・不耕作地を少しでも解消するためのプランという位置づけを明確にしています。行政が作っただけでなく、地元の方々にもこういったプランがあるという意識を持っていただくことを目的としておりますので、実施させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会　　長　　はい、ご苦労様でした。
その他、よろしいですか。
その他、意見等もないようですので、次回の開催について確認します。
平成２４年１２月２０日、木曜日、午後２時から、場所は、清須市役所本庁舎３階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。
以上で、平成２４年度第９回農業委員会を閉会します。

―終了時刻午後２時５０分―

会　　長

７ 番 委 員

１６番委員